



様々な災害、事故から大切な家財をお守りします。

# エイ・ワン 賃貸入居者保険

## 家財保障

火災、落雷、破裂または爆発等の事故によって被保険者が所有する家財に損害が生じた場合において、損害にあった家財と同程度のものを新たに購入するために必要な標準的な額に基づき保険金をお支払いします。

<p>1</p>  <p>火災</p>	<p>2</p>  <p>落雷</p>	<p>3</p>  <p>破裂・爆発</p>	<p>4</p>  <p>風災・ひょう災・雪災</p> <p><small>損害額が20万円に満たない場合は、対象外となります。</small></p>	<p>5</p>  <p>物体の落下・飛来・衝突</p>
<p>6</p>  <p>水ぬれ</p>	<p>7</p>  <p>騒じょう</p>	<p>8</p>  <p>盗難</p> <p><small>家財:50万円限度 現金:20万円限度 預貯金証書:50万円限度 ※貴金属、美術品等は1個1組10万円限度</small></p>	<p>9</p>  <p>水害</p> <p><small>損害の程度により支払額が異なります。</small></p>	<p>10</p>  <p>持出し家財</p> <p><small>他の建物内で1~8の事故により損害を被った場合 ※自転車、原動機付自転車の盗難は対象外となります。</small></p>

## 併せて支払われる費用保険金

- **臨時費用保険金 (1~7)**  
損害保険金にプラスして100万円を限度として、損害保険金の30%をお支払いします。
- **残存物取片付け費用保険金 (1~7)**  
残存物を取片付けるのに実際にかかった費用を損害保険金の10%を限度としてお支払いします。
- **損害防止費用 (1~3)**  
消火活動に使った消火剤の再調達費等損害防止に役立った費用をお支払いします。
- **失火見舞費用保険金 (1, 3)**  
事故で他人の所有物に損害を与えた場合(煙損害、臭気付着損害を除きます。)の見舞金として1世帯あたり20万円をお支払いします。ただし、1回の事故につき保険金額の20%を限度とします。

注) 次のものは、保険の目的の範囲に含まれません。●通貨・預貯金証書(盗難による損害を除きます。)、有価証券、印紙、切手等●貴金属・宝石・書画・骨董等の美術品で1個または1組の時価額が30万円をこえるもの●自動車・自動二輪車●稿本・設計書・図案・証書・帳簿等●商品・営業用什器・備品など

## 修理費用保障

**万一、修理費用負担が必要になった時の保障です。**

上記家財保障の①から③の事故によって借用住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用でこれを修理した場合に、保険金をお支払いします。ただし、火災、破裂・爆発または給排水設備に生じた事故に伴う水濡れによって、貸主に対する損害賠償責任が生じた場合を除きます。

## 借家人賠償責任保障

**火災や爆発・破裂事故で家主さんに対する賠償責任が生じた時の保障です。**

火災、破裂・爆発または給排水設備に生じた事故に伴う水濡れによって、借用住宅に損害を与えた場合において、被保険者がその貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、保険金をお支払いします。

## 個人賠償責任保障

**他人に対する賠償責任が生じた時の保障です。**

被保険者が日本国内において発生した借用住宅の所有・使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故によって、被保険者本人や被保険者と生計を共にする同居の親族の方々が他人にケガをさせたり、または他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、保険金をお支払いします。

## 加入コースと保険金額

盗難は、1事故につき、家財50万円・現金20万円・預貯金証書50万円限度  
1回の事故につき、家財保障と修理費用保障を合わせて1,000万円までの保険金支払いとなります。  
1回の事故につき、借家人賠償保障と個人賠償責任保障を合わせて1,000万円までの保険金支払いとなります。

基準	単身	大人2人	大人2人子供1人	大人2人子供2人	大人2人子供3人
参考世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上
非木造	1年 7,500円コース	1年 8,500円コース	1年 9,500円コース	1年 10,000円コース	1年 11,000円コース
	2年 15,000円コース	2年 17,000円コース	2年 19,000円コース	2年 20,000円コース	2年 22,000円コース
家財保障	3,810,000円	5,010,000円	6,220,000円	6,820,000円	8,020,000円
修理費用保障	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
借家人賠償責任保障	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
個人賠償責任保障	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
木造	1年 9,000円コース	1年 13,500円コース	1年 15,000円コース	1年 17,500円コース	1年 20,000円コース
	2年 18,000円コース	2年 27,000円コース	2年 30,000円コース	2年 35,000円コース	2年 40,000円コース
家財保障	1,977,000円	3,380,000円	4,120,000円	5,350,000円	6,580,000円
修理費用保障	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
借家人賠償責任保障	5,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
個人賠償責任保障	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円

## 保険期間

保険期間は1年間または2年間です。実際にご契約いただく保険期間については申込書にてご確認ください。

## ご契約に当たっての注意事項

### 【クーリングオフについて】

申込日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。クーリングオフの手続は取扱代理店では受けることができませんので、上記期間内（8日以内の消印有効）に必要な事項を記載のうえ、当社の本社宛に必ず郵便にてご連絡ください。

### 【経営破綻した場合の取扱について】

当社が経営破綻した場合でも損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する保障対象契約に該当しません。

### 【保険金の削減払について】

当社は、大規模の災害等が発生し、その災害等によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと当社が認めた場合には、当社の定めるところにより、保険金を削減してお支払いすることがあります。

### 【保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額等について】

当社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

### 【保険契約継続時の保険料の増額または保険金額の減額等について】

・当社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の継続時に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。  
・想定外の災害の頻発等によりこの保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

### 【事故が起こった時の手続について】

・この保険で保障される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。  
・事故が発生しても3年間保険金の請求がない場合、保険金の請求権は時効により消滅しますのでご注意ください。  
・個人賠償責任および借家人賠償責任の賠償事故にかかわる示談交渉は必ず当社とご相談のうえおすすめてください。

※ご契約される前に必ず重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）をお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みくださいますようお願いいたします。

## ■事故が発生した場合は、事故センター

0120 FreeDial 0120-818-230

までご連絡ください。

- 万一、事故が発生した場合は、ただちに事故センターまでご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金が支払われない場合がございますのでご注意ください。
- 予め当社の承認を得ず示談金や賠償金をお支払いになられた場合は、当該金額につき保険金の全額または一部をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
- 保険金のご請求に際しては、保険金請求書ならびに罹災証明書等、当社の指定する書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、事故センターにご確認ください。

お問い合わせ先



エイ・ワン少額短期保険株式会社

〒541-0056

大阪府大阪市中央区久太郎町1丁目9番26号 船場ISビル902

TEL.06(4964)5519 FAX.06(4964)5518

A・I S.S.I. CO., LTD